



Title	日本語複文の記述的研究：論理文を中心に
Author(s)	前田, 直子
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/40113">https://hdl.handle.net/11094/40113</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 2 】			
氏名	前田直子		
博士の専攻分野の名称	博士(文学)		
学位記番号	第12769号		
学位授与年月日	平成9年1月16日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科 日本学専攻		
学位論文名	日本語複文の記述的研究 —論理文を中心に—		
論文審査委員	(主査) 助教授 仁田 義雄 (副査) 教授 真田 信治 教授 土岐 哲		

### 論文内容の要旨

本論文は、現代日本語における副詞的修飾節を持つ複文（以下「複文」と略称する）のうち、従来、条件文、原因・理由文、そしていわゆる讓歩文と呼ばれてきた複文を主な対象に、これらの文が相互にどのような関係にあるのかを考察し、そこで得られた基準概念をもとに、具体的な複文接続辞の用法について、網羅的に記述することを試みたものである。

これまで日本語の記述的な研究は、まず単文において進められ、語彙や文法形式の記述から一般的な文法カテゴリーの問題に至るまで、多くの研究成果が出されてきており、いくつかの体系的な文法論も提示してきた。一方、複文の研究は、こうした単文研究の延長あるいは付随的な分野として捉えられ、あまり重点をおかれていなかったよう見受けられる。もちろん、従来の研究でも、複文の個別の分野、ことに条件文や原因・理由文については多くの研究蓄積があるけれども、それらが複文全体の中でどのような位置をしめるのか、あるいは相互に関わりがあるものについては、どのような関係にあるのかについて体系的に記述する研究は、不十分であったといえるだろう。例えば、「薬を飲めばすぐに治る」という文と、「薬を飲んだらすぐに治った」という文の類似点と相違点を、どのように捉えたらいいのだろうか。また「薬を飲んだらすぐに治る」という文と「薬を飲んでも治らなかつた」という文、「薬を飲んだらすぐに治つた」という文と「薬を飲んだのですぐに治つた」という文などの、関係性を体系的に分析・記述することが必要であろう。

こうした文は、各々のタイプの複文を見ているだけでは、解決できない問題であり、複文の中に、ある種のグループ化・体系化を行った上で研究を進める必要があることを示している。一方、これまでも、意味のあるいは統語的な観点による体系的研究も行われてきた。特に、複文の統語的な構造を問題にした研究は、単文研究にも影響を与えていた。しかし、この種の研究では、個々の具体的な形式の問題、その意味や用法の考察という具体的な言語事実の分析が、ややもすれば疎かになる、という傾向が否めない。複文の研究には最終的にこの両方の見方が必要であるが、まず現代日本語の複文の全体像を捉えた上で、個々の具体的な言語事実を丁寧に見ていくことが必要になろう。このような視点に立ち、複文全体と代表的な形式を対象として取り上げ、統一的な記述を進めることが、本論文の目的で

ある。

本論文は、第一部「現代日本語の複文」、第二部「論理文」、第三部「状況文」からなり、400字詰め928枚の大作である。

まず「第一部 現代日本語の複文」では、複文をどのように分類するべきか等の問題を取り上げている。複文を構成する節には、連体節や補足節なども含まれるが、先行研究を振り返った上で、本論文の対象とする連用節の位置づけを確認した。

連用節は、意味的には主節の場面・状況を説明するものであるが、その中から、後件に対して条件づけを表す4つを、〈論理文〉として取り出した。論理文には、条件文、原因・理由文、逆条件文、逆原因文の4種がある。また、論理文以外の〈状況文〉として、目的、同時進行、様態、時の4つを設定している。なお、いわゆる逆接、順接、並列といった文は、連用節ではなく並列節として、別に扱っている。連用節を8種に分類した上で、これらの各タイプに含まれる具体的な形式を取り出した。対象となった形式は、分類が未確定なものを含めて212形式にのぼっている。

続く「第二部 論理文」が、本論文の中心である。

まず、第1章では論理文の定義と分類を行った。論理文の分析に当たり、最初に本論文における最も重要な概念である「レアリティー」について論じる。レアリティーとは、「言語に表された事態と現実との事実関係」と定義され、まず大きく仮定的レアリティーと事実的レアリティーに2分される。さらに、仮定的レアリティーは、仮説的レアリティーと反事実的レアリティーに2分され、レアリティーは全部で3種類あることになる。先に述べた論理文4種は、基本的なレアリティーが仮定的か事実的か、さらに順接か逆接かによって、条件文、逆条件文、原因・理由文、逆原因文の4種に十字分類される。

第2章では、条件文が取り上げられている。レアリティーによって、条件文は、仮定的条件文（仮説的条件文・反事実的条件文）と非仮定的条件文に大きく分けられ、仮定的条件文には、前件レアリティーが事実的なるバリエーションが存在することなどが、確認されている。非仮定的条件文は、前件後件ともに事実的レアリティーを持つため、原因・理由文との違いが問題になる。条件文が表す前・後件の事実的な関係は、「契機」というべきものを表し、契機には、原因・理由文と同じく、前件が後件を引き起こす誘因的なきっかけとなる場合と、前件が後件を引き起こす際の時間合図的なきっかけとなる場合との、2種がある。また条件文には、条件を表す以外にも、多くの非条件的な用法があることを観察し、「バ・ナラ・ト・タラ・テハ・場合」の6形式を取り上げ、使い分けを検討している。

第3章では、原因・理由文を取り上げた。日本語の原因・理由は、事態・行為の原因・理由、判断・態度の根拠、可能条件提示の3種に分類される。可能条件提示用法は「カラ・ノデ」のみの用法であり、原因・理由文は、大きくは事態行為の原因・理由を表す事態系原因・理由文と、判断・態度の根拠を表す判断系原因・理由文との2種に分けられる。判断態度の根拠を表す場合と、可能条件提示の用法では、後件レアリティーが仮説的であり、原因・理由文の基本あるいはプロトタイプから外れるものであることを確認し、その上で各形式の記述を行った。取り上げたものは、「カラ・ノデ」、事態系原因・理由接続辞として、「タメニ・ダケニ・バカリニ・セイデ・オカゲデ・モノデ・モノダカラ」、そして判断系原因・理由接続辞として、「ノダカラ・カラニハ・以上・カラコソ」の計13形式である。

第4章では、逆条件文・逆原因文を取り上げている。逆条件を表す最も基本的な形成は「テモ」であり、そのことは、順接の条件文との対比において確認される。日本語ではテ形に「モ」が付いた形式が逆条件を表すが、条件を並列・累加するということが逆条件になる原理を考察した。一方、逆原因を表す代表である「ノニ」に関しては、その基本的な意味が、話者による食い違いの認識の表示であることを確認した。取り上げた形成は「テモ・ノニ・タッテ・トシテモ・トコロデ・ヨウトモ・ヨウガ・クセニ」の8形式である。

最後の第三部では、状況文と名づけるタイプを取り上げた。

第1章では、まず、論理文との関係が問題になるものを含む目的表現を取り上げている。目的を表す「タメニ」は、原因・理由の用法も持ち、また「ノニ」は、逆条件の用法を持つという関連があるからである。「タメニ・ノニ」に加え、「ヨウニ・ヘシニ」という目的を表す4形式の使い分けをも論じている。

続く第2章では、「ヨウニ」という形式を取り上げた。「ヨウニ」は非常に多くの意味を持つ。一つは目的であるが、

本来「ヨウダ」という推定の意味を表す形式が、どのようにして目的という意味を持つのかという点を考察している。また、「ヨウニ」の基本的な意味は、推定と関わる「比況」の意味であるが、比況の意味を分析するには、レアリティーの概念が有効であり、レアリティーによって、「ヨウニ」は、仮説的レアリティーを持つ様態、反事実的レアリティーを持つ比喩、事実的レアリティーを持つ同等の3種に分けられるとする。「ヨウニ」には、副詞的な連用節としての用法以外にも、思考・発話の内容節を表す補足節的な用法もあり、この用法についての分析も行っている。

最後に、複文全体をまとめながら、本研究の対照言語学的研究・一般言語学的研究への関わりにも触れている。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、従属節に条件や逆条件および理由・原因や逆原因を表す節を持つ複文を、〈論理文〉と名づけ、さらにその周辺に位置する〈状況文〉と仮称する複文とともに、この種の複文を形成する個々の接続形式の意味・用法を明らかにしていきながら、それらに対する体系的・組織的な分析・記述を試みたものである。本論文は、きめ細かくかつ体系性に富んだ分析・記述を行うことにより、条件づけを表す複文に対する従来の研究を、着実に前進させた。

本論文の評価すべき点として、まず考察の網羅性が上げられる。従属節と主節をつなぐ働きをする形態素を〈接続辞〉と名づけ、いわゆる接続助詞だけでなく、活用形の一種と見られるものや名詞が形式化したもの、および、それらが複合化した形式をも含め、考察の対象にしている形式は、計212にも及んでいる。例えば、条件を表す形式を例に上げれば、基本的な「バ、ナラ、タラ、ト」をはじめとして、複合的な形式である「トスレバ、トルナラ」などや「ノダ」の合成形式である「ノナラ、ノデハ」など、さらに口語的な形式である「リヤ、ンジャ」など、および周辺的な形式である「場合、タラ最後、シタ日ニハ、次第」など、極めて多様な形式が取り上げられている。このような多様な形式について、その用法を的確に明らかにしていくことにより、本論文は、日本語学の文法研究の領域において、多大の貢献をなすとともに、信頼できる基本的な資料を提供することによって、日本語教育の分野にも重要な貢献を行っている。本論文は、質の良い優れた研究は実用性にも富んでいる、といったことを示す一つの好例である。

さらに、評価すべき点として、広範なテキストからの多量の用例の採取が上げられる。そのことが、本論文をして、文法現象の豊かできめ細かい分析・記述を可能ならしめている。例えば、仮説的条件文は過去の事態を表せないと、通例考えられているが、表せる場合のあることを明らかにして、通説の不十分なところを補っている。また、原因・理由文の分類にしても、〈事態の原因〉〈判断・態度の根拠〉〈可能条件提示〉の三種を取り出す、といったきめ細かい分析を行っている。

さらに、多量に用例を集めることにより、どのような用法が中心であるのかといったことを、用例の量的片寄りによって判断することが可能になった。典型的用法と周辺的用法の別を明らかにし、形式の表す用法の中心が連続的に変化していく様が捉えられ、また、文タイプ間のつながり・移行をも描き出している。その結果、分析・記述に厚みが生まれた。例えば、「ナラ、バ、タラ、ト」の中で、仮定的な用法しか持たない「ナラ」が最も条件的で、その逆に位置するのが、非仮定的・継起的用法が中心である「ト」であり、用法の中心がこの順で移行している、といったことや、元来、状況文を作る接続辞である「場合」による論理文の形成を指摘することによって、状況文と論理文との移行・つながりなどを、具体的に明らかにしている。

かつ、このような用例の多様さを持て余すことなく、それを生かすことのできる、行き届いた観察と体系的に組織立った分析・記述の進め方で、集められた用例に周到な検討が加えられている。本論文では、文の叙述内容として描かれた事態と現実の事実関係のあり方を、〈レアリティー〉と名づけ、この概念を分析・記述の重要な道具立てとしている。本論文では、この概念をうまく用いることによって、論理文の分類をはじめ、いわゆる条件づけを表す一群の文タイプの統合的・体系的な分析・記述に成功している。さらに、状況文の考察にも、レアリティーの概念が有効的に使われている。また、用法の存在・異なりを確認・立証する上では、統語的基準を証左に用いることが重要である。この点に関しては、例えば、原因・理由文を形成する様々な形成を、主節の述語の取るモダリティ形式のあり方や従

属節での概言形の現れ方によって、体系的に整理して整然と分析・記述していることなどが上げられる。

また、先行研究を十分踏まえながら論を立て考察を発展させている、といった点が指摘できる。このことが本論文に質の確かさを与える。網羅性に富んだきめの細かい分析・記述に加え、立論の質の確かさが、本論文をして従来の研究を一步も二歩も前進させることに成功している。

もっとも、本論文にも問題点がないわけではない。例えば、「タラ」「ト」「バ」の意味・用法の分析・記述としては必要であるにしても、「するといい」「したらダメ」のような評価的用法、および「すれば」「したら」のような終助詞的用法をも、非仮定条件文の中で扱うのは、少し問題がある。このようなことをしてしまうと、関連性を指摘できるにしても、〈条件づけ〉なる概念を拡大・拡散させてしまう恐れが生じてくる。

しかし、上述したような点は、本論文全体の価値を損なうものではない。複文の網羅的かつ統一的な分析・記述を行った本論文は、日本語学のみならず、日本語教育の分野にも重要な貢献をなし、かつ、日本語の複文研究で有効であった概念やタイプの分類が、他言語においてどのように有効か、あるいは無関与であるか、といったことを考えることによって、対照言語学的な研究や一般言語学的な研究にも貢献できる可能性を有している。

本審査委員会は、本論文を博士（文学）の学位に十分ふさわしい価値を有するものと認定する。